

「クジラの骨」DVD貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県が制作した『クジラの骨』DVD(以下、「DVD」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(DVDの貸出)

第2条 DVDを使用しようとする者は、使用申請書(様式第1号)を「v s 東京」実践委員会事務局長(以下、「事務局長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、次に掲げるすべての要件を満たすものについて行うものとする。

- (1) 営利を目的として使用するものでないこと
- (2) 使用により著作権を侵害するおそれがないこと
- (3) 法令等に違反し、又は抵触して使用するものでないこと

3 事務局長は、使用の承認に当たり、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(注意事項)

第3条 DVDの使用承認を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外の目的に使用しないこと
- (2) 貸出を受けたDVDを他の者に貸さないこと
- (3) 貸出を受けたDVDを無断で複製しないこと
- (4) その他使用の承認に付された条件を順守すること

(貸出期間)

第4条 貸出期間は14日間を限度とする。ただし、事務局長が特に認める場合は、その期間を延長できるものとする。

(費用負担)

第5条 貸出使用料は無料とする。ただし、貸出及び返却に係る送料は、原則として申込者の負担とする。

(規程違反)

第6条 本規程への違反に起因する紛争(損害賠償等を含む)の責任は、貸出を受けた者が負うものとする。

(紛失、破損の弁償)

第7条 DVDを故意に紛失、破損した場合は、貸出を受けた者が弁償の責務を負うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則 この規程は、令和元年5月1日から適用する。